

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
根 拠 条 項：第6条第1項及び第2項
処 分 の 概 要：特定金属類取扱業の許可の取消し
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第4条（許可の基準）
処 分 基 準： 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第6条第1項各号又は第2項に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が条例第4条第1号から第6号及び第9号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課特定金属類取扱業係（電話043-201-0110）
備 考：

処分基準

令和 年 月 日作成

法 令 名：千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
根 拠 条 項：第16条
処 分 の 概 要：特定金属類の差止め
原権者（委任先）：千葉県警察本部長又は警察署長
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 特定金属類取扱業者が取り扱っている特定金属類が盗品等（盗品その他財産に対する罪によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その特定金属類の保管を命ずる。 なお、「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された盗品等と同一のものである可能性がある場合、当該特定金属類を持ち込んだ者が同種の特定金属類に係る財産犯の被疑者である場合又は当該特定金属類の品目や価格、当該特定金属類取扱業者の営業実態等から判断すれば当該特定金属類が正当な取引過程において取り扱われたものとは考えられないなど、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課特定金属類取扱業係（電話043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
根 拠 条 項：第19条
処 分 の 概 要：特定金属類取扱業者に対する指示
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消し基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課特定金属類取扱業係（電話043-201-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
根 拠 条 項：第20条
処 分 の 概 要：特定金属類取扱業の許可の取消し
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課特定金属類取扱業係(043-201-0110)
備 考：

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
根 拠 条 項：第20条
処 分 の 概 要：特定金属類取扱業の営業の停止命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課特定金属類取扱業係（043-202-0110）
備 考：